

令和6年度予算案について

こども家庭庁

子ども・子育て支援新制度の推進（一部社会保障の充実）

【令和5年度予算額】

【令和6年度予算案】

3兆3,447億円 → 3兆7,572億円（年金特別会計）

子ども・子育て支援新制度の推進による幼児期の学校教育、保育、地域の子ども・子育て支援の充実、幼児教育・保育の無償化の実施、「こども未来戦略」に基づく取組により、こどもを産み育てやすい環境を整備する。「新子育て安心プラン」に基づく保育の受け皿整備やこれに伴い必要となる保育人材の確保などについて、意欲的に取り組む地方自治体を積極的に支援する。また、放課後児童クラブの受け皿整備やこどもの居場所づくり支援の取組を推進する。さらに、こどもの安全で安心な生活環境の整備の充実を図る。

◆教育・保育、地域の子ども・子育て支援の充実（一部社会保障の充実） 1兆9,853億円（1兆9,028億円）

「新子育て安心プラン」に基づき、保育の受け皿を整備するとともに、引き続き、すべての子ども・子育て家庭を対象に、市区町村が実施主体となり、幼児期の学校教育、地域の子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上等を図る。

① 子どものための教育・保育給付等 1兆7,623億円（1兆7,008億円）

○ 子どものための教育・保育給付交付金 1兆6,617億円（1兆5,948億円）

- ・施設型給付・委託費（認定こども園、幼稚園、保育所に係る運営費）
- ・地域型保育給付（家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育に係る運営費）

【主な拡充内容等】

◇ 4・5歳児の職員配置基準の改善

「こども未来戦略」に基づき、「4・5歳児の職員配置基準を30対1から25対1へと改善し、それに対応する加算措置(※)を設ける。

これと併せて最低基準の改正（30対1→25対1）を行う（当分の間は従前の基準により運営も可能とする経過措置を設ける。）

また、3歳児についても、4・5歳児と同様に最低基準の改正（20対1→15対1）を行う。

(※) チーム保育推進加算やチーム保育加配加算を取得している施設は、25対1以上の配置が実現可能となっているため、

引き続き、当該加算のみを適用。

◇ 地域区分の見直し

令和3年度介護報酬改定の内容を踏まえ、隣接する地域の状況に基づく補正ルールを追加する。

◇ 主任保育士専任加算等の要件の見直し

0歳児3人以上の利用に係る要件について、①0歳児の利用定員が3人以上あり、かつ、②0歳児保育を実施する職員体制を維持し、③地域の親子が交流する場の提供や子育てに関する相談会を月2回以上開催している場合、前年度に要件を満たしていた月（令和5年度に特例の適用があった月を含む）については、要件を満たしたものと取り扱う。

◇ 主幹教諭等専任加算の見直し

幼児教育センター等と連携した園内研修の実施によっても取得できるよう要件を弾力化する。

◇ 小学校接続加算の見直し

小学校接続加算を取得するために施設が満たすべき要件を二段階立てとして、下記要件（※）i～iiを満たした場合を一段階目、下記要件i～iiiを満たした場合を二段階目とするとともに、加算額の見直しを行う。

（要件）

i 小学校との連携・接続に関する業務分掌を明確にすること。

ii 授業・行事、研究会・研修等の小学校との子ども及び教職員の交流活動を実施していること。

iii 小学校と協働して、5歳児から小学校1年生の架け橋期のカリキュラムを編成・実施していること。

◇ 保育士・幼稚園教諭等に対する処遇改善

令和5年人事院勧告を踏まえた処遇改善に必要な経費を計上する。また、処遇改善等加算に関する提出書類を簡素化。

○ 子どものための教育・保育給付費補助金

18億円（ 18億円）

認可保育所等への移行を希望する認可外保育施設や認定こども園への移行を希望して長時間の預かり保育を行う幼稚園に対し、特定教育・保育施設への移行を前提として運営に要する費用について財政支援を行う。

○ 子育てのための施設等利用給付交付金

987億円（1,042億円）

子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、子どものための教育・保育給付の対象とならない幼稚園、特別支援学校の幼稚部、認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業を利用した際に要する費用を支給する。

② 地域子ども・子育て支援事業

2, 230億円(2, 019億円)

○ 子ども・子育て支援交付金

2, 074億円(1, 847億円)

市区町村が地域の实情に応じて実施する事業を支援する。

- ・利用者支援事業 ・延長保育事業 ・放課後児童健全育成事業 ・地域子育て支援拠点事業 ・一時預かり事業
- ・病児保育事業 ・子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業) 等

○ 子ども・子育て支援施設整備交付金

156億円(172億円)

放課後児童クラブ及び病児保育施設への施設整備等を支援する。

【主な充実事項】

◇ 放課後児童健全育成事業

- ・「こども未来戦略」を踏まえ、新・放課後子ども総合プランによる受け皿の拡大について、加速化プランの期間中の早期に達成できるように取り組むとともに、放課後児童クラブの安定的な運営を図る観点から、常勤職員配置の改善等を行う。

◇ 病児保育事業

- ・病児保育の安定的な運営に資するよう、「こども未来戦略」を踏まえ、病児保育に係る保育士等の職務の特殊性等を踏まえた基本単価を引き上げるとともに、当日キャンセル対応加算を本格実施する

◇ 延長保育事業

- ・1時間の延長保育を実施する場合の平均対象児童数を引き下げるとともに、30分の延長保育を実施する場合の補助基準額の引き上げ等を行う

◆企業主導による多様な就労形態等に対応した多様な保育の支援

2, 361億円(2, 090億円)

仕事と子育てとの両立に資する子ども・子育て支援の提供体制の充実を図るため、企業主導型の事業所内保育等の保育を支援する。

◆ 仕事・子育て両立支援事業

2, 361億円(2, 090億円)

○ 企業主導型保育事業

2, 342億円(2, 079億円)

休日や夜間の対応など企業の勤務時間に合わせた保育や、複数企業による共同利用などの柔軟で多様な保育の提供を可能とした施設を支援する。

○ 企業主導型ベビーシッター利用者支援事業

16.5億円(9.7億円)

企業主導型ベビーシッター利用者支援事業について、適切な執行管理のための発行枚数の管理、制度の趣旨を徹底するための周知等を実施する。

○ 中小企業子ども・子育て支援環境整備事業

2.0億円(2.0億円)

「新子育て安心プラン」に基づき、中小企業への支援策として、くるみん認定を活用し、育児休業等取得に積極的に取り組む中小企業に対する支援を行う。

◆児童手当制度の抜本的拡充

1兆5,246億円(1兆2,199億円)

- ・家庭等の生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、児童手当の支給を行う。
- ・「こども未来戦略」を踏まえ、以下の抜本的拡充を行う。※令和6年通常国会に所要の法案を提出予定
 - 1) 次代を担う全てのこどもの育ちを支える基礎的な経済支援としての位置付けを明確化するため、所得制限を撤廃し、全員を本則給付とするとともに、支給期間について高校生年代まで延長する。
 - 2) 多子加算については、こども3人以上の世帯数の割合が特に減少していることや、こども3人以上の世帯はより経済的支援の必要性が高いと考えられること等を踏まえ、第3子以降3万円とする。
※多子加算のカウント方法については、現在の高校生年代までの扱いを見直し、大学生に限らず、22歳年度末までの上の子について、親等の経済的負担がある場合をカウント対象とし、自治体の事務負担に配慮した簡素な方法で確認することとする。
 - 3) 支払月を年3回から、隔月(偶数月)の年6回とし、拡充後の初回支給を令和6年12月とする。

【令和5年度補正予算】

児童手当拡充に向けたシステム整備 232億円

児童手当の抜本的拡充に向けて地方公共団体が業務システムの改修等を行う場合、改修等に必要な経費を奨励的に助成する。

◆子ども・子育て拠出金に係る事業の拡充

- 「加速化プラン」の実行に当たり、子ども・子育て拠出金を最大限活用することとし、以下の措置を講ずる。
- ・ 放課後児童クラブの安定的な運営を図る観点から、常勤職員配置を改善する。
 - ・ 病児保育に係る保育士等の職務の特殊性等を踏まえ、基本分単価を引き上げる。
 - ・ 0～2歳児に係る保育給付について、人事院勧告を踏まえた処遇改善に必要な額の半分に対応する。

その上で、今後の子ども・子育て拠出金の料率(現行0.36%)については、「加速化プラン」が完了する令和10年度までの間、積立金残高等を踏まえ、現行料率の範囲内で調整する。令和11年度以降についても、その時々々の経済・社会情勢等を勘案しつつ、現行料率の範囲内とすることを念頭に引き続き検討する。

また、企業が賃上げ努力を行う中で、将来に向けた拠出金負担の予見可能性を高めることができるよう、法律に定められた拠出金率の上限を0.45%から0.40%に引き下げることや、法律に定められた0～2歳児に係る保育給付への拠出金の充当割合の上限を1/5から11/50に引き上げるため、子ども・子育て支援法を改正する所要の法律案を令和6年通常国会に提出する。

(参考資料)

事業主拠出金 令和6年度予算案について

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
保育の運営費 (0～2歳児相当)	708億円	1,397億円	2,000億円	2,306億円	2,618億円	2,845億円	<u>3,183億円</u>
企業主導型保育事業	1,697億円	2,016億円	2,269億円	1,929億円	1,838億円	2,079億円	<u>2,342億円</u>
児童手当交付金	1,817億円	1,766億円	1,765億円	1,690億円	1,637億円	1,562億円	<u>1,516億円</u>
地域子ども・ 子育て支援事業	880億円	955億円	1,032億円	1,105億円	1,035億円	1,130億円	<u>1,329億円</u>
その他	52億円	62億円	72億円	83億円	87億円	102億円	<u>42億円</u>
合 計	5,154億円	6,196億円	7,139億円	7,113億円	7,215億円	7,717億円	<u>8,412億円</u>
【 拠出金率	0.29%	0.34%	0.36%	0.36%	0.36%	0.36%	<u>0.36%</u> 】
		(別途0.04% 相当は積立 金を活用)	(別途0.05% 相当は積立 金を活用)	(別途0.04% 相当は積立 金を活用)	(別途0.05% 相当は積立 金を活用)	(別途0.05% 相当は積立 金を活用)	(別途0.05% 相当は積立 金を活用)

※端数処理の関係上、合計と一致しないものがある。

1. 施策の目的・内容

子ども・子育て支援法に基づき、市町村が支給する施設型給付費等の支給に要する費用の一部を負担することにより、子どもが健やかに成長するように支援することを目的とする。

教育・保育給付認定を受けた小学校就学前の子どもが、幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業等）を利用する際に施設型給付費等を支給する市町村に対し、支給に必要な費用の一部を負担するため交付金を交付する。

2. 令和6年度予算案の主な内容

○4・5歳児の職員配置基準の改善

こども未来戦略を踏まえ、4・5歳児の職員配置基準は30対1から25対1へと改善し、それに対応する加算措置（※）を設ける。これと併せて最低基準の改正を行う（経過措置として当分の間は従前の基準により運営することも妨げない。）また、3歳児についても、4・5歳児と同様に最低基準の改正（20:1→15:1）を行う。

（※）チーム保育推進加算やチーム保育加配加算を取得している施設は、25:1以上の手厚い配置が実現可能となっているため、引き続き、当該加算のみを適用。

○地域区分の見直し：令和3年度介護報酬改定の内容を踏まえ、隣接する地域の状況に基づく補正ルールを追加する

○主任保育士専任加算等の要件の見直し

0歳児3人以上の利用に係る要件について、①0歳児の利用定員が3人以上あり、かつ、②0歳児保育を実施する職員体制を維持し、③地域の親子が交流する場の提供や子育てに関する相談会を月2回以上開催している場合、前年度に要件を満たしていた月（令和5年度に特例の適用があった月を含む）については、要件を満たしたものと取り扱う。

○主幹教諭等専任加算の要件の弾力化等及び小学校接続加算の見直し

主幹教諭等専任加算について非在園児の預かり保育の実施により取得できることを明確化するとともに、幼児教育センター等と連携した園内研修の実施によっても取得できるよう要件を弾力化する。小学校接続加算を取得するために施設が満たすべき要件を二段階立てとして、現在の要件を一段階目、小学校と協働して架け橋期のカリキュラムを編成している場合を二段階目とするとともに、加算額の見直しを行う。

○保育士・幼稚園教諭等に対する処遇改善：令和5年人事院勧告を踏まえた処遇改善に必要な経費を計上する。

3. 実施主体等

【実施主体】市町村

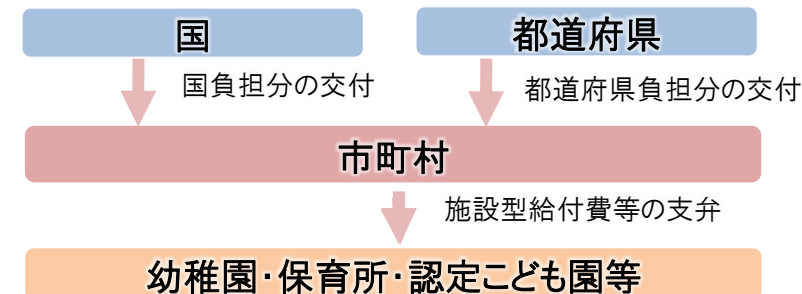
【負担割合】

	国	都道府県	市町村
施設型給付（私立）	1/2	1/4	1/4
地域型保育給付（公私共通）	1/2	1/4	1/4

※公立の施設型給付については、地方交付税により措置

※0～2歳児相当分については、事業主拠出金の充当割合を控除した後の負担割合

※1号給付に係る国・地方の負担については、経過措置あり



趣旨・目的

- 保育所・幼稚園・認定こども園等に従事する職員について、令和5年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じた保育士・幼稚園教諭等の処遇改善を行う。

事業の内容

- 公定価格の算定にあたっては、人件費・事業費・管理費等について、各々対象となる費目を積み上げて算定しており、そのうち、人件費の額については、国家公務員の給与に準じて算定している。
- 給与法の改正後に、令和5年人事院勧告に伴う国家公務員給与の改定内容を補正予算により予算に反映した上で、国家公務員給与の改定に準じて令和5年4月まで遡って公定価格の引上げ等を行うとともに、引き続き令和6年度予算案においても反映を行う。

(参考) 令和5年人事院勧告の内容

- ① 初任給を始め若年層に重点を置いて俸給月額を引き上げる
- ② ボーナスを0.1月分引き上げる(4.4月→4.5月)

※上記の①②を反映した場合の公定価格上の人件費の改定率：+5.2%

実施主体等

【対象】 私立保育所・幼稚園・認定こども園等に従事する職員

【実施主体】 市町村

【補助率】 国 1 / 2、都道府県 1 / 4、市町村 1 / 4

※事業主拠出金充当後の負担割合

<子ども・子育て支援交付金>

令和6年度当初予算案 2,074億円 (1,847億円) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

子ども・子育て支援法に基づき市町村が策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」に従い、同法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業に要する経費に充てるため交付することにより、子ども・子育て支援の着実な推進を図ることを目的とする。

2 事業の概要

「市町村子ども・子育て支援事業計画」に従い、地域子ども・子育て支援事業を実施する市町村に対し、事業の実施に必要な費用を交付する。

<<対象事業>>

- | | | |
|----------------------|--------------------------|----------------------------------|
| ① 利用者支援事業 | ⑧ 養育支援訪問事業 | ⑮ 病児保育事業 |
| ② 延長保育事業 | ⑨ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 | ⑯ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） |
| ③ 実費徴収に係る補足給付を行う事業 | ⑩ 子育て世帯訪問支援事業【新規】 | |
| ④ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業 | ⑪ 児童育成支援拠点事業【新規】 | |
| ⑤ 放課後児童健全育成事業 | ⑫ 親子関係形成支援事業【新規】 | |
| ⑥ 子育て短期支援事業 | ⑬ 地域子育て支援拠点事業 | |
| ⑦ 乳児家庭全戸訪問事業 | ⑭ 一時預かり事業 | |

<<令和6年度における主な充実の内容>>

- 令和4年改正児童福祉法施行に伴い、利用者支援事業の類型を見直し、**子ども家庭センター及び地域子育て相談支援機関の整備を推進**するとともに、「子ども未来戦略」を踏まえ、**子ども家庭センターにおける統括支援員の配置にかかる補助を拡大**する。
- 延長保育事業について、**1時間の延長保育を実施する場合の平均対象児童数を引き下げるとともに、30分の延長保育を実施する場合の補助基準額の引き上げ**等を行う。
- 放課後児童健全育成事業について、「子ども未来戦略」を踏まえ、放課後児童クラブの受け皿整備を着実に推進し、**放課後児童クラブにおける常勤職員配置の改善**等を行う。
- 令和4年改正児童福祉法施行に伴い、**子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業を創設**するとともに、子育て短期支援事業を拡充し、**親子入所等による支援**が受けられるようにする。また「子ども未来戦略」を踏まえ、子育て世帯訪問支援事業に係る**利用者負担軽減の充実**を図る。
- 地域子育て支援拠点事業の土日祝日開所を推進していくため、**週6日以上開所する場合に基本分単価の拡充**を行う。
- 病児保育事業について、病児保育の安定的な運営に資するよう、「子ども未来戦略」を踏まえ、**基本単価の引き上げ**を行うとともに、**当日キャンセル対応加算を本格実施**する。
- ファミリー・サポート・センター事業の提供会員の増加・定着を推進するため、**「預かり手増加のための取組加算」の充実**や、**提供会員になって間もない者等の相談体制を強化する取組の支援**を行う。

3 実施主体等

【実施主体】市町村

【補助割合】国1/3, 都道府県1/3, 市町村1/3 (ただし、利用者支援事業は国2/3, 都道府県1/6, 市町村1/6)

1. 施策の目的

子ども・子育て支援交付金 令和6年度当初予算案 2,074億円の内数(1,847億円の内数)※()内は前年度当初予算額

保育認定を受けた児童について、通常の利用日及び利用時間帯以外の日及び時間において、保育所等で引き続き保育を実施することで、安心して子育てができる環境を整備する。

2. 施策の内容

(1) 一般型

標準時間認定：11時間の開所時間を超えて保育を実施する事業

短時間認定：各事業所が設定した短時間認定児の処遇を行う時間を超えて保育を実施する事業

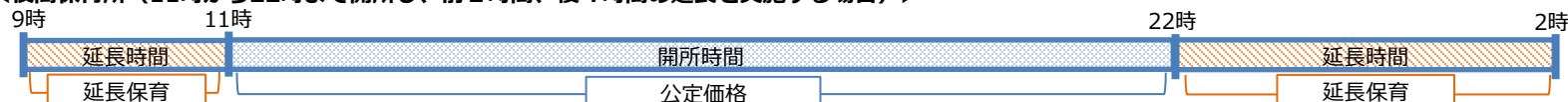
(2) 訪問型(平成27年度創設)

居宅訪問型保育事業を利用する児童で利用時間を超えて保育を実施する事業

<一般的な保育所等(7時から18時まで開所し、後4時間の延長を実施する場合)【標準時間】>



<夜間保育所(11時から22時まで開所し、前2時間、後4時間の延長を実施する場合)>



◀見直し▶

- 保育標準時間認定の1時間の延長保育を実施する場合の平均対象児童数を、利用実績を踏まえて、現行の6人から3人に引き下げる。
- 30分の延長保育を実施する場合について、他の保育標準時間認定の補助基準額との均衡を図るため、現行の年額30万円から年額60万円まで補助基準額を引き上げる。

3. 実施主体等

【実施主体】市町村(特別区含む。)

【補助率】国1/3(都道府県1/3、市町村1/3)

【令和6年度補助基準額(案)】

※括弧は夜間保育所(夜間延長分に限る)の補助基準額

① 保育短時間認定(保育所：在籍児童1人当たり年額)

- 1時間延長：20,200円
- 2時間延長：40,400円
- 3時間延長：60,600円

② 保育標準時間認定(保育所：1事業所当たり年額)

- 30分延長：600,000円
- 1時間延長：1,760,000円(1,988,000円)
- 2~3時間延長：2,761,000円(2,989,000円)
- 4~5時間延長：5,673,000円(5,787,000円)
- 6時間以上延長：6,704,000円

【実績】

<実施か所数>

- 令和元年度：29,463か所(公立7,194か所、私立22,269か所)
- 令和2年度：28,425か所(公立6,690か所、私立21,735か所)
- 令和3年度：29,277か所(公立6,575か所、私立22,702か所)

<年間実利用児童数>

- 令和元年度：1,064,179人(公立255,279人、私立808,900人)
- 令和2年度：897,348人(公立210,426人、私立686,922人)
- 令和3年度：893,990人(公立201,262人、私立692,728人)

令和5年度予算額 1, 240億円の内数 → 令和6年度予算案 1, 398億円の内数

子ども・子育て支援交付金	令和5年度	1, 046億円	→	令和6年度予算案	1, 223億円
子ども・子育て支援施設整備交付金	令和5年度	159億円	→	令和6年度予算案	143億円
こども政策推進事業費補助金（放課後関係）	令和5年度	25億円の内数	→	令和6年度予算案	22億円の内数
保育対策総合支援事業費補助金（放課後関係）	令和5年度	10億円の内数	→	令和6年度予算案	11億円の内数

施策の目的

- 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るために要する運営費及び施設整備費に対する補助。
- 実施主体：市町村（特別区を含む） ※市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができる

運営費（基本分）の負担の考え方



※国(1/6)は事業主拠出金財源

1. 運営費等（子ども・子育て支援交付金により実施）

(1) 放課後児童健全育成事業（運営費）

放課後児童クラブの運営に必要な経費に対する補助

(2) 放課後こども環境整備事業

既存施設を活用して、新たに放課後児童クラブを実施するための改修等に必要な経費に対する補助

(3) 放課後児童クラブ支援事業

- ① 障害児を受け入れた場合の加配職員の配置等に必要な経費に対する補助
- ② 待機児童が存在している地域等において、アパート等を活用して、新たに放課後児童クラブを実施するために必要な賃借料等に対する補助
- ③ 放課後児童クラブへの移動や帰宅する際の送迎支援に必要な経費に対する補助

(4) 障害児受入強化推進事業等

(3)の①に加え、障害児を3人以上受け入れた場合の加配職員及び医療的ケア児に対する支援に必要な専門職員の配置等に必要な経費に対する補助

(5) 放課後児童支援員の処遇改善

- ① 18:30を超えて開所するクラブにおける放課後児童支援員等の処遇改善に必要な経費に対する補助
- ② 放課後児童支援員の勤続年数や研修実績等に応じた処遇改善に必要な経費に対する補助
- ③ 収入を3%程度(月額9,000円)引き上げるための措置に係る補助

(6) 放課後児童クラブ育成支援体制強化事業

遊び及び生活の場の清掃等の運営に関わる業務や児童が学習活動を自主的に行える環境整備の補助等、育成支援の周辺業務を行う職員の配置等に必要な経費に対する補助

2. 施設整備費（子ども・子育て支援施設整備交付金により実施）

放課後児童クラブの施設整備に必要な経費に対する補助

<国庫補助率嵩上げ（平成28年度からの継続）>

公立の場合：（嵩上げ前）国1/3、都道府県1/3、市町村1/3

→（嵩上げ後）国2/3、都道府県1/6、市町村1/6

民立の場合：（嵩上げ前）国2/9、都道府県2/9、市町村2/9、社会福祉法人等1/3

→（嵩上げ後）国1/2、都道府県1/8、市町村1/8、社会福祉法人等1/4

<嵩上げ後の自治体負担分の一部補助（令和5年度補正予算）>

公立の場合：（嵩上げ後）国2/3、都道府県1/6、市町村1/6

→ 国5/6、都道府県1/12、市町村1/12

民立の場合：（嵩上げ後）国1/2、都道府県1/8、市町村1/8、社会福祉法人等1/4

→ 国5/8、都道府県1/16、市町村1/16、社会福祉法人等1/4

3. 研修関係（こども政策推進事業費補助金により実施）

(1) 放課後児童支援員認定資格研修事業

放課後児童支援員として認定されるために修了が義務づけられている研修を実施するために必要な経費に対する補助

(2) 放課後児童支援員等資質向上研修事業

現任職員向けの研修を実施するために必要な経費に対する補助

4. その他（保育対策総合支援事業費補助金により実施）

I こどもの居場所の確保

(1) 放課後居場所緊急対策事業

待機児童が解消するまでの緊急的な措置として、待機児童が10人以上の市町村における放課後児童クラブを利用できない児童を対象に、児童館や公民館等の既存の社会資源を活用し、放課後等に安全で安心なこどもの居場所を提供する。

※学校敷地外だけでなく、学校敷地内で事業を実施する場合も補助対象に拡大。【拡充】

(2) 小規模多機能・放課後児童支援事業

地域の実情に応じた放課後のこどもの居場所を提供するため、小規模の放課後児童の預かり事業及び保育所などを組み合わせた小規模・多機能の放課後児童支援を行う。

II 育成支援の内容の質の向上

(1) 放課後児童クラブ巡回アドバイザーの配置（「若手保育士や保育事業者等への巡回支援事業」の中で実施）

利用児童の安全確保や、こどもの自主性、社会性等のより一層の向上が図られるよう、放課後児童クラブを巡回するアドバイザーを市町村等に配置する。

(2) 放課後児童クラブの人材確保支援（「保育士・保育所支援センター設置運営事業」及び「保育人材等就職・交流支援事業」の中で実施）

放課後児童支援員の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保するため、保育士・保育所支援センター等において、求人情報の提供や事業者とのマッチングを行う。また、同センターと連携し、市町村において就職相談等の支援を行う。

5. 令和6年度予算における運営費の主な拡充内容

① 放課後児童健全育成事業（運営費）（子ども・子育て支援交付金）【拡充】

「こども未来戦略」を踏まえ、放課後児童クラブの安定的な運営を図る観点から運営費において、現行の補助基準額に加え、「常勤の放課後児童支援員を2名以上配置した場合」の補助基準額を創設する。

（補助基準額（案））

- ・常勤の放課後児童支援員を2名以上配置した場合：6,552千円（1支援の単位当たり年額）
- ・国の設備運営基準どおり放課後児童支援員等を配置した場合：4,868千円（1支援の単位当たり年額）

② 放課後児童クラブ運営支援事業（賃借料支援）（子ども・子育て支援交付金）【拡充】

賃貸物件を活用して実施している放課後児童クラブの賃借料支援について、1支援の単位当たりの利用児童数の実態を踏まえ、補助基準額を引き上げる。

（補助基準額（案））

- ・1支援の単位当たり年額：3,374千円（R5年度：3,066千円）

③ 放課後児童クラブ送迎支援事業（子ども・子育て支援交付金）【拡充】

待機児童が100人以上発生している市町村が放課後児童クラブ送迎支援事業を実施する場合の補助基準額を引き上げる。

（補助基準額（案））

- ・1支援の単位当たり年額：536千円
- ・待機児童が100人以上発生している自治体の場合：1,073千円

＜子ども・子育て支援交付金＞

令和6年度予算案 1,223億円の内数（1,046億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

1. 施策の目的

- 保護者が労働等により昼間家庭にいない、小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、その健全な育成を図る。




2. 拡充内容

- 「こども未来戦略」を踏まえ、放課後児童クラブの安定的な運営を図る観点から運営費において、**現行の補助基準額に加え、「常勤の放課後児童支援員を2名以上配置した場合」の補助基準額を創設する。**

【現行の補助要件】

- ①国の設備運営基準どおり放課後児童支援員（常勤・非常勤問わず）を2名以上配置した場合、
- ②放課後児童支援員を1名のみ配置した場合（小規模の場合など）、など、職員の配置状況に応じた補助を行っている。

【拡充イメージ（児童数36～45人、年間開所日数250日以上の場合）】

	補助要件	放課後児童支援員	補助基準額（案） （1支援の単位当たり年額）
創設	常勤の放課後児童支援員を2名以上配置した場合。	 * 2名とも常勤	6,552千円
① （現行）	放課後児童支援員（常勤・非常勤問わず）を2名以上配置（※）した場合	 * 常勤・非常勤問わず	4,868千円
② （現行）	放課後児童支援員（常勤・非常勤問わず）を1名のみ配置した場合	 * 常勤・非常勤問わず	4,088千円

※ ①の場合、放課後児童支援員2名のうち1名は補助員に代えることができる。

3. 実施主体等

- 【実施主体】市町村（特別区及び一部事務組合を含む） ※ただし、市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができるものとする。
- 【補助率】国1/3、都道府県1/3、市町村1/3

＜子ども・子育て支援交付金＞

令和6年度予算案 1,223億円の内数（1,046億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

1. 施策の目的

- 待機児童が生じている又は生じる見込みのある市町村において、学校敷地外の民家・アパート等を活用して放課後児童健全育成事業を新たに実施するために必要な賃借料の補助を行う。

2. 施策の内容

【対象事業】

○賃借料補助

- ①学校敷地外の民家・アパート等を活用して、平成27年度以降に新たに実施した、又は実施する場合に必要な賃借料（開所前月分の賃借料及び礼金含む。）を支弁する事業。ただし、所有権移転の条項が附されている賃貸借契約（いわゆるリース契約）に係る費用は対象とならない。
- ②学校敷地内又は公有地内において、プレハブを設置し、放課後児童健全育成事業を実施するために必要な費用（リース代）を支弁する。

3. 実施主体等

【実施主体】 市町村（特別区及び一部事務組合を含む。）※ただし、市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができるものとする。

【補助率】 国1／3、都道府県1／3、市町村1／3

※本事業を実施するために必要な経費として、保護者から徴収した額を充当してはならない。

4. 拡充内容

賃借料補助の補助基準額を見直し、放課後児童クラブにおける1支援の単位当たりの利用児童数の実態に沿った単価に改定する。

【補助基準額（案）】

1支援の単位当たり年額：3,374千円

＜子ども・子育て支援交付金＞

令和6年度予算案 1,223億円の内数（1,046億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

1. 施策の目的

- 授業終了後に学校敷地外の放課後児童健全育成事業を行う場所（放課後児童健全育成事業所）に移動する際に、児童の安全・安心を確保するため、地域人材の活用等による送迎支援を行うことで、市域内の需給バランスの改善を図り、もって待機児童の解消を図る。

2. 施策の内容

- 放課後児童健全育成事業を、学校敷地外で実施している場合に、児童の安全・安心を確保するため、授業終了後の学校から放課後児童健全育成事業所への移動時や、放課後児童健全育成事業所からの帰宅時に、地域において児童の健全育成等に関心を持つ高齢者や主婦等による児童への付き添いや、バス等による送迎を行うものとする。

3. 実施主体等

【実施主体】 市町村（特別区及び一部事務組合を含む。）※ただし、市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができるものとする。

【補助率】 国1／3、都道府県1／3、市町村1／3

※本事業を実施するために必要な経費として、保護者から徴収した額を充当してはならない。

4. 拡充内容

待機児童が100人以上発生している自治体において、当該事業を実施する場合に補助基準額の引き上げを行う。

【補助基準額（案）】

- ・ 1支援の単位当たり年額：536千円
- ・ 待機児童が100人以上発生している自治体の場合：1,073千円【拡充】

子ども・子育て支援交付金 令和6年度当初予算案 2,074億円の内数(1,847億円の内数) ※()内は前年度当初予算額

1. 施策の目的

こどもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に、病院・保育所等において、病気の児童を一時的に保育することで、安心して子育てができる環境整備を図る。

2. 施策の内容

(1) 病児対応型・病後児対応型

地域の病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業。

(2) 体調不良児対応型

保育中の体調不良児について、一時的に預かるほか、保育所入所児に対する保健的な対応や地域の子育て家庭や妊産婦等に対する相談支援を実施する事業。

(3) 非施設型(訪問型)

地域の病児・病後児について、看護師等が保護者の**自宅へ訪問**し、一時的に保育する事業。

3. 実施主体等

【実施主体】市町村(特別区を含む。)

【補助率】：国1/3(都道府県1/3、市町村1/3)

【令和6年度補助単価(案)(病児対応型1か所当たり年額)】

基本分単価：8,443,000円【拡充】

加算分単価：1,000,000円 ~ 38,000,000円

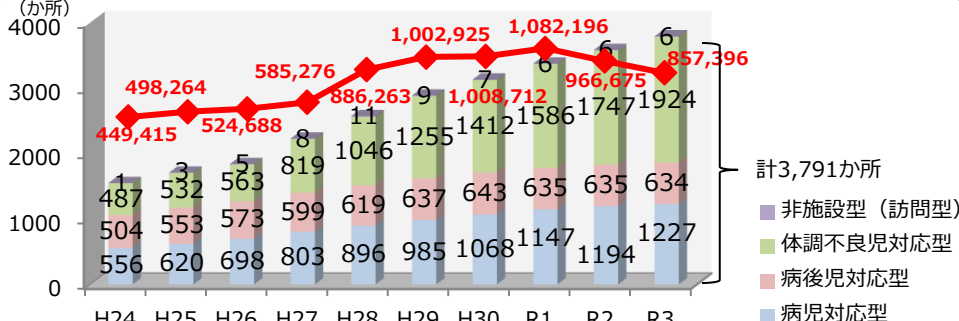
当日キャンセル対応加算：247,900円~1,005,000円(※)

(※)「当日キャンセル対応加算」(令和6年度より本格実施)

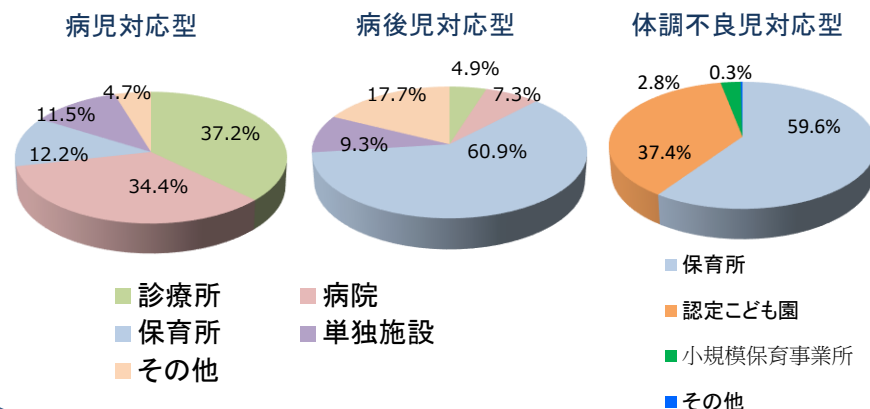
2.(1)病児対応型・病後児対応型について、前日までの利用申し込みの状況を踏まえて受入体制を維持していることを一定程度評価するための加算。

年間キャンセル回数	基準額(1か所当たり年額)
(1) 25回以上50回未満	247,900円
(2) 50回以上100回未満	502,500円
(3) 100回以上150回未満	670,000円
(4) 150回以上	1,005,000円

【実施か所数及び延べ利用児童数】



【実施場所】



※平成27年度までの延べ利用児童数は、「病児対応型」及び「病後児対応型」の合計
 ※平成28年度からの延べ利用児童数は、「病児対応型」、「病後児対応型」、「体調不良児対応型」の合計
 ※令和2年度においては、「病児対応型」、「病後児対応型」は、新型コロナウイルス感染症の状況等を勘案して想定される各月の延べ利用児童数をもって当該月の延べ利用児童数とみなして差し支えないこととしている。(前年同月の延べ利用児童数を上限)

子ども・子育て支援施設整備交付金

成育局 参事官 (事業調整担当)

令和6年度当初予算案 156億円 + 令和5年度補正予算 21億円 (令和5年度当初予算 172億円)

1 事業の目的

- 子ども・子育て支援法に基づき、市町村が策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」に従い、放課後児童クラブや病児保育事業を実施するための施設の整備を促進することにより、放課後児童対策や病児保育事業の推進を図ることを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

(1)放課後児童クラブ整備費

放課後児童クラブを整備するために要する経費の一部を補助する。

放課後児童クラブの受け皿整備を推進し、待機児童の解消を図るため、待機児童が発生している市町村等が行う整備について、国庫補助率の嵩上げを継続して実施する。

【令和5年度補正予算より前倒しして実施する拡充事項】

- ・ 学校敷地外で地域のこどもと共に交流する場を一体的に整備する場合の国庫補助基準額を引き上げ
- ・ 待機児童が発生している市町村等が行う整備について、国庫補助率嵩上げ後の自治体負担分の一部を補助 (放課後児童クラブ整備促進事業)

(2)病児保育施設整備費

病児保育施設を整備するために要する経費の一部を補助する。

3 実施主体等

【実施主体】

市町村

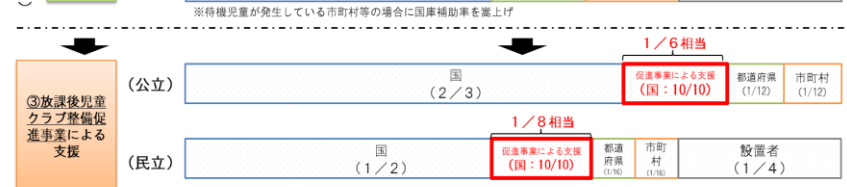
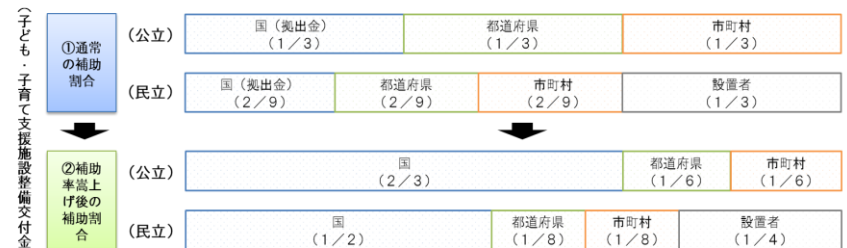
【補助対象事業者】

市町村、社会福祉法人、学校法人、市町村が認めた者 等

【補助率】

	国	都道府県	市町村	社福法人等
放課後児童クラブ整備費				
市町村が整備を行う場合	1/3	1/3	1/3	—
市町村が社会福祉法人等が行う施設整備に対して補助を行う場合	2/9	2/9	2/9	1/3
病児保育施設整備費				
市町村が整備を行う場合	1/3	1/3	1/3	—
市町村が社会福祉法人等が行う施設整備に対して補助を行う場合	3/10	3/10	3/10	1/10

(放課後児童クラブの補助率の嵩上げ)



(本事業を活用した場合の公立の場合の実質の補助割合)

	国	都道府県	市町村
①通常	1/3	1/3	1/3
②嵩上げ後	2/3	1/6	1/6
③整備促進事業活用後	5/6	1/12	1/12

(本事業を活用した場合の私立の場合の実質の補助割合)

	国	都道府県	市町村	設置者
①通常	2/9	2/9	2/9	1/3
②嵩上げ後	1/2	1/8	1/8	1/4
③整備促進事業活用後	5/8	1/16	1/16	1/4

1. 施策の目的

子ども・子育て支援法に基づき、企業主導型の事業所内保育事業を主軸として、多様な就労形態に対応する保育サービスの拡大を行い、保育所待機児童の解消を図り、仕事と子育てとの両立に資することを目的とする。

2. 施策の内容

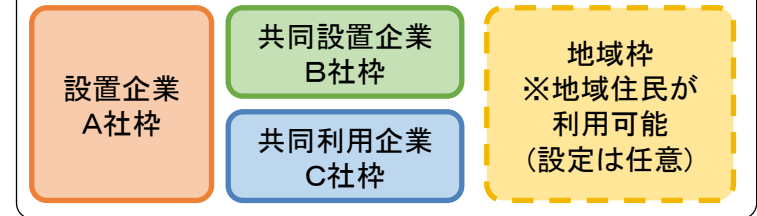
【事業概要】

- 企業等が、平成28年4月以降に新設した保育施設の整備費・運営費を補助。
- 平成28年度に制度を創設し、定員11万人分の受け皿の整備に向けて取り組んできたところ。
- 令和3年度募集結果を受け、定員11万人を概ね確保。（令和4年度以降は新規募集及び増員なし）

【事業の特色・メリット】

- 働き方に応じた多様で柔軟な保育サービスを提供可能（休日・早朝・夜間等）
- 施設整備費・運営費は認可施設並みの助成
- 複数企業による共同設置や共同利用が可能
- 地域の子どもの受け入れも可能
- 子育てに優しい企業であるとの企業イメージが向上し、優秀な人材の採用・確保にも有効

＜施設定員の設定例＞



3. 実施主体等

【財源】

一般財源ではなく、事業主拠出金を財源とする。

※ 事業主負担のみ。（労働者負担なし）

※ 厚生年金保険料等を事業者から徴収する際、拠出金率を上乗せして徴収。

【実施主体、補助率】

公募団体、定額(10/10相当)

【令和4年度助成決定(令和5年3月31日時点)】

4,449施設 105,393人分

【予算額の推移】

〔単位：億円〕

年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
予算額	797	1,309	1,697	2,016
年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
予算額	2,269	1,929	1,838	2,044

1. 施策の目的

子ども・子育て支援法に基づき、多様な働き方をしている労働者がベビーシッター派遣サービスを利用した場合に、その利用料金の一部を助成するとともに、ベビーシッター事業者及びベビーシッターサービスに従事する者の資質向上のための研修、啓発活動を実施することにより、様々な時間帯に働いている家庭のベビーシッター派遣サービスの利用を促し、仕事と子育てとの両立に資する子ども・子育て支援の提供体制の充実を図る。

2. 施策の内容

ベビーシッター派遣事業

繁忙期の残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者が、ベビーシッター派遣サービスを利用しやすくなるよう利用に係る費用の一部を支援する。
 （補助額：2,200円/枚 利用可能枚数：児童1人につき1回2枚、1家庭当たり月24枚、年間280枚まで）
 （利用企業が負担する割引券利用手数料：大企業8%、中小企業3%）

ベビーシッター研修事業

ベビーシッター事業者及びベビーシッターサービスに従事する者の資質向上のための研修、啓発活動を実施する。

3. 実施主体等

【実施主体、補助率】

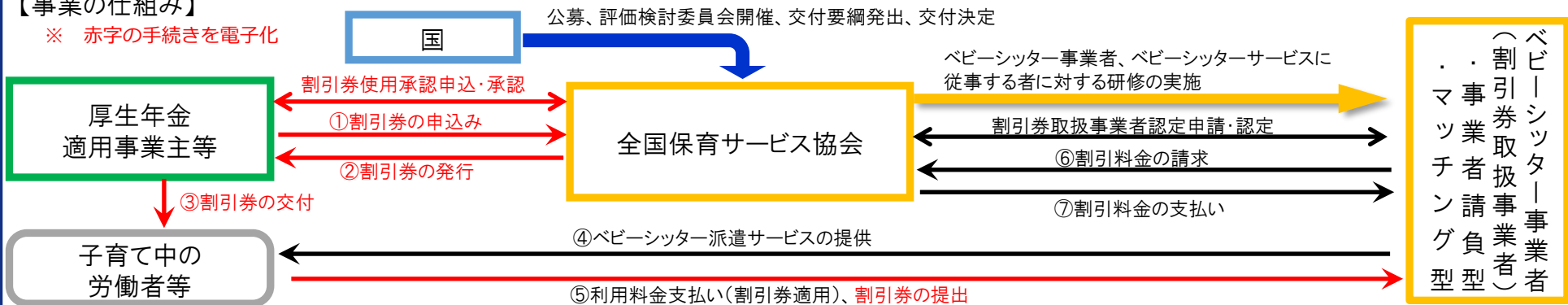
公募団体(公益社団法人全国保育サービス協会)、定額(10/10相当)

【補助額】

- ・ ベビーシッター派遣事業 事業費：1555百万円 事務費：48百万円
- ・ ベビーシッター研修事業 事業費： 27百万円 事務費：21百万円

【事業の仕組み】

※ 赤字の手続きを電子化



中小企業子ども・子育て支援環境整備事業（仕事・子育て両立支援事業費補助金）

成育局 保育政策課

令和6年度当初予算案 2.0億円（2.0億円）

1. 施策の目的

子ども・子育て支援法に基づき、労働者に係る育児休業等の取得を促進するなど、子ども・子育て支援に積極的に取り組んでいる事業主に助成金を支給することで、企業における子ども・子育て支援環境の整備を促進し、仕事と子育ての両立に資することを目的とする。

2. 施策の内容

【事業概要】

企業からの申請により、助成金（定額）を支給。令和3年10月1日から、令和9年3月31日までの措置として実施。

※ 保育所等の運営費（0歳から2歳児）の事業主拠出金の追加拠出期間（令和7年度まで）に子育て支援環境を整備した企業等に支援を行うため、令和8年度末まで助成事業を実施する。

【対象企業】

雇用する労働者の子育ての支援に積極的に取り組む企業

次世代育成支援対策推進法に基づき、

・プラチナくるみん認定、プラチナくるみんプラス認定（1つの認定につき各年度助成（要申請））

・くるみん認定、くるみんプラス認定〔1回の認定につき1回限り助成（認定の当年度又は翌年度に助成）〕

を取得している中小企業*（従業員300人以下規模の企業）

* 企業における子育て支援環境の整備、育児休業等の取得の促進のため、企業数に比して認定企業数の割合が低い中小企業に対して支援を行うこととする。

3. 実施主体等

【実施主体、補助率】

公募団体（一般財団法人 女性労働協会）、定額（10/10相当）

【助成額】

上限50万円/企業

	くるみん累計 （うちプラチナ）	くるみん 〔R4.4～R5.3〕	（参考）企業数
大企業	2,368(450)企業	134企業	1万1,157企業
中小企業	1,763(98)企業	196企業	357.8万企業

※ 企業数は、中小企業庁発表（平成30年11月30日付）による。

1 事業の目的等

<児童手当等交付金> 令和6年度予算案 **1兆5,246億円** (1兆2,199億円) ※()内は前年度当初予算額

- 家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。
 - 「こども未来戦略」(令和5年12月22日閣議決定)に基づき、①所得制限の撤廃、②高校生年代までの支給期間の延長、③多子加算について第3子以降3万円(※)、とする抜本的拡充を行う。これら、抜本的拡充のための所要の法案を令和6年通常国会に提出し、令和6年10月分から実施する。その際、支払月を年3回から隔月(偶数月)の年6回とし、拡充後の初回支給を令和6年12月とする。
- ※多子加算のカウント方法については、現在の高校生年代までの扱いを見直し、大学生に限らず、22歳年度末までの上の子について、親等の経済的負担がある場合をカウント対象とする。

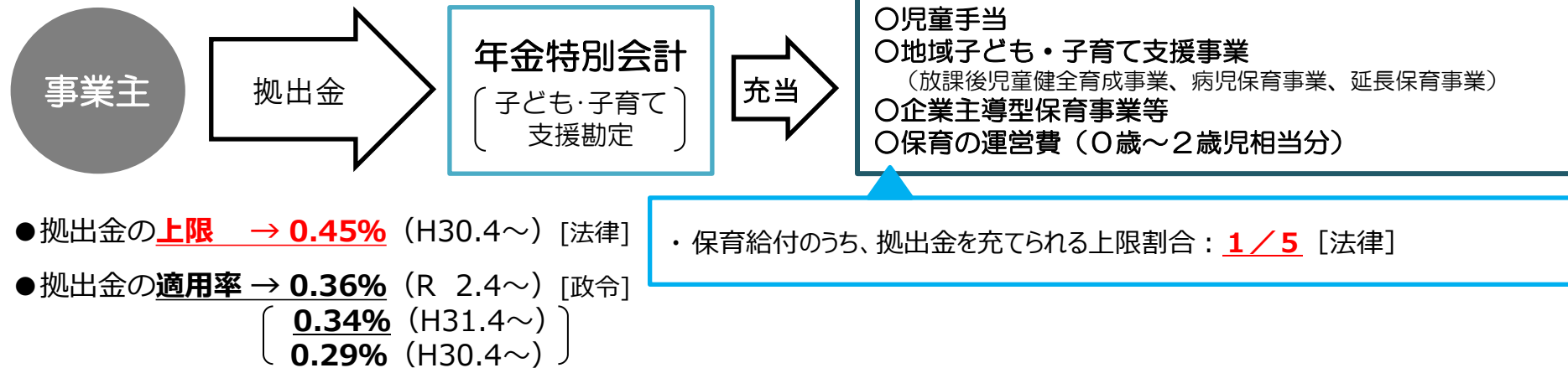
2 事業の概要・スキーム

	拡充前(令和6年9月分まで)	拡充後(令和6年10月分以降) ※法案(検討中)の内容																																																						
支給対象	中学校修了までの国内に住所を有する児童 (15歳到達後の最初の年度末まで)	高校生年代までの国内に住所を有する児童 (18歳到達後の最初の年度末まで)																																																						
所得制限	所得限度額: 960万円未満(年収ベース、夫婦とこども2人) ※年収1,200万円以上の者は支給対象外	所得制限なし																																																						
手当月額	<ul style="list-style-type: none"> 3歳未満 一律: 15,000円 3歳~小学校修了まで 第1子、第2子: 10,000円 第3子以降: 15,000円 中学生 一律: 10,000円 所得制限以上 一律: 5,000円(当分の間の特例給付) 	<ul style="list-style-type: none"> 3歳未満 第1子、第2子: 15,000円 第3子以降: 30,000円 3歳~高校生年代 第1子、第2子: 10,000円 第3子以降: 30,000円 																																																						
受給資格者	<ul style="list-style-type: none"> 監護生計要件を満たす父母等 児童が施設に入所している場合は施設の設置者等 	同左																																																						
実施主体	市区町村(法定受託事務) ※公務員は所属庁で実施	同左																																																						
支払期月	3回(2月, 6月, 10月)(各前月までの4カ月分を支払)	6回(偶数月) (各前月までの2カ月分を支払)																																																						
費用負担	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">被用者</th> <th colspan="2">非被用者</th> <th rowspan="2">公務員</th> </tr> <tr> <th>事業主</th> <th>国</th> <th>地方</th> <th>国</th> <th>地方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3歳未満</td> <td>児童手当 特例給付(所得制限以上)</td> <td>7/15</td> <td>16/45</td> <td>8/45</td> <td>2/3</td> <td>1/3</td> <td>所属庁 10/10</td> </tr> <tr> <td>3歳以降</td> <td>児童手当 特例給付(所得制限以上)</td> <td>2/3</td> <td>2/3</td> <td>2/3</td> <td>2/3</td> <td>1/3</td> <td>所属庁 10/10</td> </tr> </tbody> </table>		被用者			非被用者		公務員	事業主	国	地方	国	地方	3歳未満	児童手当 特例給付(所得制限以上)	7/15	16/45	8/45	2/3	1/3	所属庁 10/10	3歳以降	児童手当 特例給付(所得制限以上)	2/3	2/3	2/3	2/3	1/3	所属庁 10/10	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">被用者</th> <th colspan="2">非被用者</th> <th rowspan="2">公務員</th> </tr> <tr> <th>支援納付金(※)</th> <th>事業主</th> <th>支援納付金</th> <th>国</th> <th>地方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3歳未満</td> <td>3/5</td> <td>2/5</td> <td>3/5</td> <td>4/15</td> <td>2/15</td> <td>所属庁 10/10</td> </tr> <tr> <td>3歳以降</td> <td>1/3</td> <td>4/9</td> <td>2/9</td> <td>4/9</td> <td>2/9</td> <td>所属庁 10/10</td> </tr> </tbody> </table> <p>※こども・子育て支援金制度(仮称)の創設等に関する法案を令和6年通常国会に提出予定。支援納付金の収納が満年度化するまでの間、つなぎとしてこども・子育て支援特例公債を発行。</p>		被用者			非被用者		公務員	支援納付金(※)	事業主	支援納付金	国	地方	3歳未満	3/5	2/5	3/5	4/15	2/15	所属庁 10/10	3歳以降	1/3	4/9	2/9	4/9	2/9	所属庁 10/10
	被用者			非被用者		公務員																																																		
	事業主	国	地方	国	地方																																																			
3歳未満	児童手当 特例給付(所得制限以上)	7/15	16/45	8/45	2/3	1/3	所属庁 10/10																																																	
3歳以降	児童手当 特例給付(所得制限以上)	2/3	2/3	2/3	2/3	1/3	所属庁 10/10																																																	
	被用者			非被用者		公務員																																																		
	支援納付金(※)	事業主	支援納付金	国	地方																																																			
3歳未満	3/5	2/5	3/5	4/15	2/15	所属庁 10/10																																																		
3歳以降	1/3	4/9	2/9	4/9	2/9	所属庁 10/10																																																		

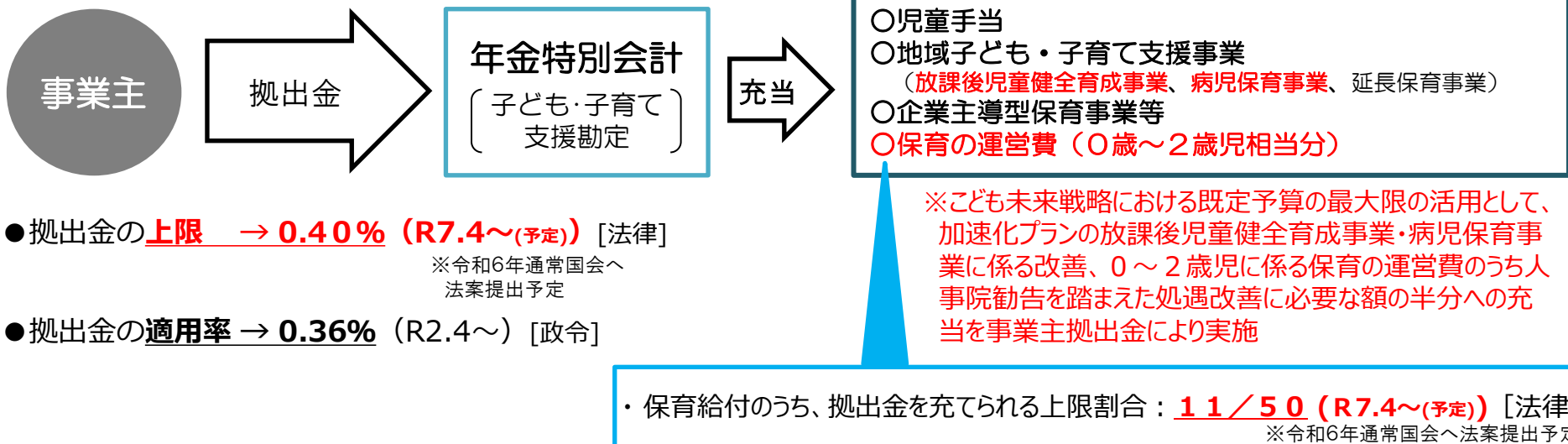
※上記のほか、児童手当の抜本的拡充の円滑な実施に向けて、地方公共団体が行うシステム改修等に対する奨励的な補助経費を令和5年度補正予算で計上。(232億円、補助率10/10)

既定予算の活用（子ども・子育て拠出金（事業主拠出金））について

現行



令和6年度



（注）実際に適用する拠出金率等については、事業主団体と協議の上、毎年度、予算編成過程で決定する。